

第 4791 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 8月13日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

消費税の総額表示義務

Q：消費税は総額表示が義務付けられているようですが、どのようになっているのですか？

A：消費税の課税事業者が価格表示する場合には、総額表示しなければなりません。ただし、平成29年3月31日までは、税込価格と誤認されないための措置を講じている場合限り、総額表示しなくてよいこととなっています。

【解説】

総額表示とは、値札などに税込価格を表示することをいいますが、消費税の課税事業者は、消費者に対して、商品の販売、役務の提供等を行う際には、総額表示しなければならないこととなっています。

この総額表示の対象者は、消費税の課税事業者で、消費税の免税事業者や事業者間取引には、総額表示の義務はありません。

なお、価格表示の方法は、商品やサービス、あるいは事業者によって様々な方法がありますが、どの方法でもよく、税込価格が明示されていればよいこととされています。

また、表示媒体が何であっても関係なく、商品の販売や役務の提供等に係る価格表示であれば、すべて対象になります。

ただし、口頭によるものや、見積書や契約書又は決済段階で作成される請求書や領収書は、総額表示義務の対象にはなりません。

